館山市広報

発行所 館山市役所
館山市北條1087番地
電話館山67.68.188番

○（綴って保存して下さい）○

滞納整理強行
―市財政確保のため―

本市々税については納税者各位の深い御理解と格段な御協力によつて滞納額もしだいに減少しつゝありますが、まだ、納税者の一部には滞納して市民のおせいに迷惑をかけている者もあります。このため当市の財政は非常に苦しくなり年度当初の計画事業等も中止しなければならないような現況でありますのでこの際滞納整理を強行に押し進めなければならないところまで追いこまれているのであります。そこで本月中に各滞納者の御家庭に係員を参上させますから御相談の上整理に一層の御協力をお願い致します若しその際誠意を示されない場合はやむを得ず差押處分をするようになりますからあらかじめおふくみ下さるようお願いします。

市議會の動き

昭和二十七年第六回臨時會は十月二十日招集されたとの會期を三日以内と定め第二日の會議を二十二日に招集付議件十六件全部を議決し會議を閉じました。

議決された事件

議案第一二二號館山市議會事務局條例中改正について

議案第一二三號館山市税收員特殊勤務手當支給條例制定について

議案第三四號館山市職員給與條例中改正について

議案第一二四號館山市議會議員旅費條例中改正について

議案第一二五號館山市議會議員等出張手當支給條例中改正について

議案第一二六號館山市議會議員費條例中改正について

議案第一二七號館山市社會福祉事務所條例中改正について

議案第一二八號館山市金庫の取扱者の指定について

議案第一二九號工事請負契約について

議案第一三〇號冬服の購入について

議案第一三一號甲種外套の購入について

議案第一三二號消防ポンプ用シャツの購入について

議案第一三三號消防ポンプ用ホースの購入について

議案第一三四號消防ポンプ自動車の購入について

議案第一三五號消防ポンプ車の購入について

議案第一三六號昭和二十七年度館山市歳入歳出追加更正予算について

議案第一三七號館山市選挙管理委員會委員及び同補充員選挙について

市民税第三期
―金税の今月の税―

十二月一日（月末が日曜日のため）が納期限です。納期限内に市金庫（支金庫）に納付された方にはその場で一劃の納税報償金を交付します。

（印鑑を持参して下さい）

制定された館山市企業誘致條例とは

當市港灣の擴充は産業經済の振興を図る上において最も緊要であることは申すまでもありません、殊に舊館宗跡地を中心とした臨港地帯を港灣附帯施設用地として活用することは終戦後市民齊しく要望しているところでありますので今回企業家誘致の優遇策としてこの條例を制定し十月二十日公布しました條例の全文は次のとおりであります

條例第　號

館山市企業誘致條例

第一條　この條例は本市經済に緊要と認められる工場又は事業場（以下「工場」という。）を新設し又は擴充を行う者に對し便益を供與する外、この條例に規定する奬勵措置を講じもつて産業の振興に寄與し市勢の進展を図ることを目的とする。

第二條　市長は第三條の規定により工場の經營者に對し市の各會計年度における當該工場に對する固定資産税の收納額に相當する額の範圍内で奬勵金を交付し又は施設的便宜を供與することができる但し市長は特別の事情があると認めるときは地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号第六條第一項の規定により當該工場に對する固定資産税を課さないことができる。

第三條　工場の指定を受けようとする者は工場の新設又は擴充につきあらかじめ市長に申請書を提出しなければならない

2　市長は前項の申請書を受理したときはこれを審査し適當と認められる者につき指定する

第四條　市長が指定する工場は新設の場合にあつては次の各號の一に該当し擴充の場合にあつては擴充される部分が第一号に該當する規模を有するものでなければならない

一、投下固定資産總額二〇〇万圓以上

二、常時使用する従業員数　一五人以上

2　市長は特に必要があると認めるときは前項の基準に該当しない工場であつても指定することができる

第五條　奬勵措置を講ずる期間は主たる工場設備の稼働開始の日の屬する事業年度から起算して三年とする。

2　工場の建設着手後、主たる工場設備の稼働開始に至るまでの期間において固定資産税を賦課し得る場合は第二條の例により奬勵措置を講ずることができる

3　市長は特別の事情があると認めるときは更に二年を限つて第一項の期間を延長することができる。

第六條　市長は現に奬勵措置を受けている者が次の各号の一に該当すると認めるときは指定を取り消し又は奬勵措置を停止することができる。

一、主たる工場設備の稼働開始の豫定日が著しく遅延したとき

二、事業を廃止し若しくは休止したとき又は廃止若しくは休止の狀況にあるとき

三、第四條の基準を欠いたとき

2　市長は詐偽其の他不正の行爲により奬勵措置を受けた者に對しその指定を取り消し奬勵金の全部若しくは一部の返納を命じ又は第二條但書の規定により課さなかつた固定資産税を課することができる

第七條　企業誘致に關する事項を調査審議するため館山市企業誘致委員會を設置する。

第八條　委員の定数は八名とする。

委員は市長が任命又は委嘱する。

第九條　委員會に事務局を置く。

組織職務等については市長が定める

第十條　この條例の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この條例は公布の日から施行する

牛の祭典

館山一の優秀牛決る

十一月三日市内八幡神社境内で開催された牛の祭典―第五回館山市乳用種牛共進會は、市内優秀牛百余頭參加しまれにみる盛況であつた。このたくさんの中から左の最優秀牛がそれぞれ榮冠をかち得たが特に市から最優秀牛五頭にみごとな毛伏を副賞として贈呈した。

縣知事賞
シユローダーバルト
チレマツク號川崎（角田謹一）

縣畜連賞
エレンインカ　テイレカーヘンドリク・アッデー號川名（仲村孝）

縣共濟連賞
マンテラローモンドダブル号正木岡（和田信雄）

郡畜協賞
ウインゾール　セヂスマッチレス　ウオカー號亀ヶ原（羽山孝）

市長賞
ウインゾール　ウオカープレシオサ號六軒町（二科勲）

おしらせ

市金庫増設　十一月一日から左記の金融機關に市金庫を増設しましたので御利用下さい。

千葉興業銀行館山支店
日本相互銀行館山支店
千葉相互銀行館山支店

市役所の事務機構が一部變りました

○從來民生課で事務を執つていました援護關係の事務を社會福祉事務所に合体し、戸籍と衛生の事務を合体して戸籍衛生課を設け民生課を廢止しました

○教育關係の事務は十一月一日から教育委員會へ移り事務局は館山市公民館（電話館山一七九番）に設置されました

人事

◇市役所

主事　吉田　耕一
戸籍衛生課長を命ずる

主事　山谷　潤泉
市長書記室主任を命ずる

事務吏員　渡邊　茂
總務課勤務を命ずる

事務吏員　山根　基
戸籍衛生課勤務を命ずる

〃　多田　俊一
〃　尾谷　秀
〃　津田愛三郎
〃　三平　次郎
〃　相川　ケイ
〃　宇山　秋蘆
〃　平野　善子
〃　鈴木　彦男
〃　鈴木　武
〃　託　錦織ヨス
事務職員
〃　神作啓次郎
〃　鈴木　直司
〃　淺井　禮子
〃　古田　博美
〃　竹川　孝
衛生班長
〃　
〃　
〃　